

# Corporate Profile

---

<https://www.ys-office.co.jp>



社会保険労務士法人 山口事務所  
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office

名称	社会保険労務士法人 山口事務所
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-15-4 アロス渋谷ビル5F
電話 / FAX	TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192
事務所開業	2005年2月1日開業、2021年8月1日法人化
事務所体制	代表 山口寛志(やまぐち・ひろし) 所属社会保険労務士5名、一般職員5名
関与先	玩具卸売業、輸入雑貨販売、ソフトウェア開発、タレント事務所、クリニック経営、WEB制作、アパレル、NPO法人、飲食業、広告制作、保育園、建設業、製造業、パソコン教室運営、住宅販売、人材派遣、語学検定試験実施機関、製薬会社、農業法人、不動産鑑定業、税理士法人等、約120社

氏名 山口 寛志 (Hiroshi Yamaguchi)



資格 特定社会保険労務士 (登録番号13050110)  
キャリアコンサルタント

経歴 2000年3月 慶応義塾大学経済学部卒業後、ビジネス書の出版編集に従事した後、社会保険労務士事務所に3年間勤務。  
2003年 社会保険労務士試験 合格  
2005年2月 独立開業、社会保険労務士 山口事務所開設  
2007年2月 特定社会保険労務士付記  
2012年3月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻修了(法学修士)

所属団体

- ・東京都社会保険労務士会 渋谷支部 副支部長
- ・東京都社会保険労務士会 業務開発部会 部会長
- ・全国社会保険労務士会連合会 働き方改革推進支援部会 委員
- ・社会保険労務士三田会 会長
- ・筑波労働判例研究会 会員

## 著書

「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」(東京商工会議所)  
「同一労働同一賃金の法律と実務」(共著、中央経済社)  
「雇用形態・就業形態別で示す 就業規則整備のポイントと対応策」(単著、新日本法規出版)  
「雇用形態別 人事労務の手続と書式・文例」(共著、新日本法規出版)  
「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)  
「月刊人事マネジメント2008年8月号特集 管理職の処遇法」(ビジネスパブリッシング)  
その他、かんぽ生命、ゆうちょ銀行の営業用リーフレット・社内研修用資料の執筆・監修等

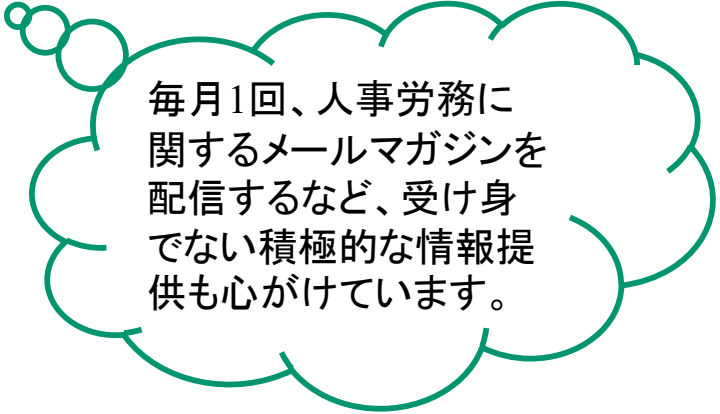
## セミナー

労政時報セミナー「人事労務トラブル回避の就業規則・総点検」  
「65歳超雇用を展望した定年再雇用制度の再構築」  
「パワハラ、セクハラ、マタハラの基礎知識と企業の安全配慮義務」  
三鷹ネットワーク大学ベンチャーカレッジ講師第6期～第31期  
自然科学研究機構 国立天文台 科学プロデューサー養成講座講師  
内閣府地域社会雇用創造事業交付金事業 みたか社会的企業人財創出コンソーシアム主催 みたか身の丈起業塾講師等

## <理念>

「何かあったらとりあえず山口事務所に聞いてみよう」  
と置いていただけるとような信頼関係を顧客と築きたいと  
考えています。

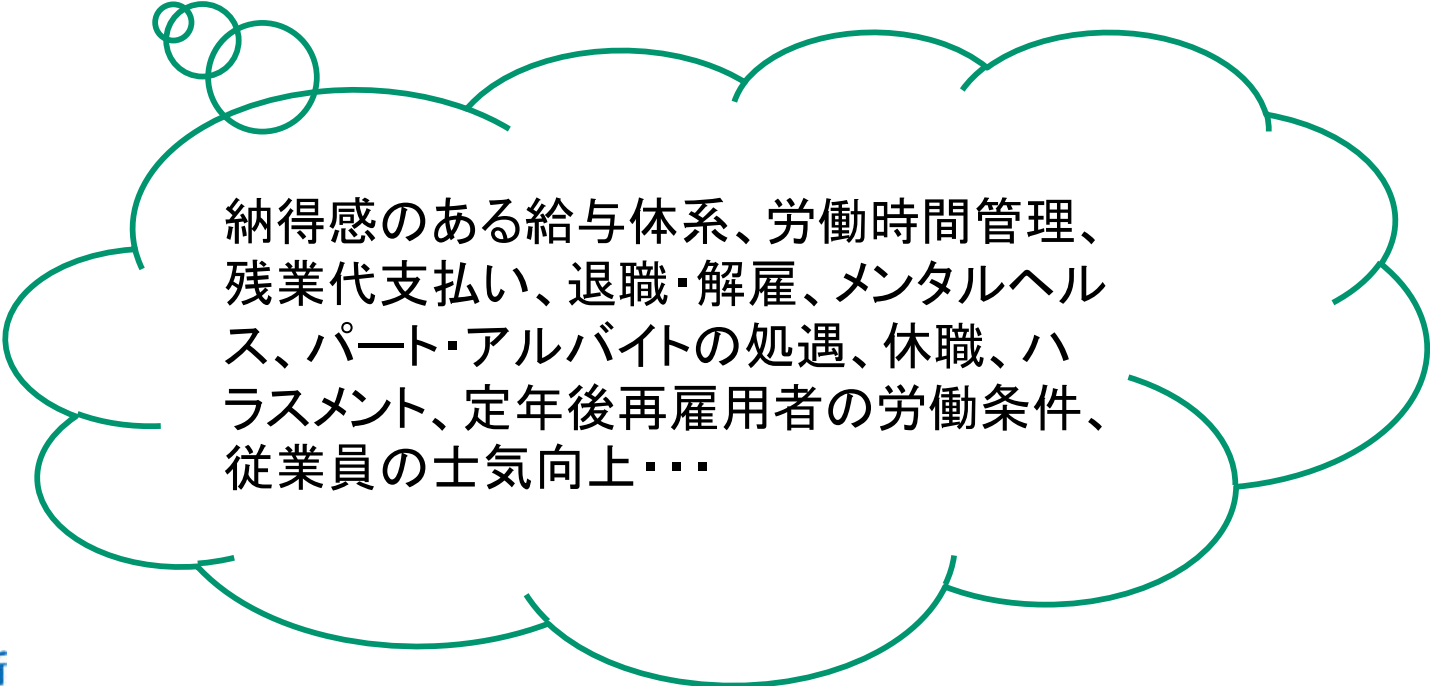
人事労務における身近なパートナーとして、代表の山口  
を中心に有資格者によるスピーディできめ細やかな対応  
を行います。



毎月1回、人事労務に  
関するメールマガジンを  
配信するなど、受け身  
でない積極的な情報提  
供も心がけています。

給与決定に関する従業員の不満、労働時間管理、メンタルヘルス、退職をめぐる労使トラブル等、人事労務に関しては多くの課題が発生します。

山口事務所では、諸問題に対してご相談に応じるほか、人事賃金制度の整備、就業規則の作成・改善等を通じて、問題解決へ向けた積極的な提案を行っています。



納得感のある給与体系、労働時間管理、残業代支払い、退職・解雇、メンタルヘルス、パート・アルバイトの処遇、休職、ハラスメント、定年後再雇用者の労働条件、従業員の士気向上・・・



## ■ 人事労務全般の相談対応

種類	業務内容	標準報酬
顧問契約1 (定期ミーティング 実施)	働き方改革等の法改正対応のほか、雇用契約、労働時間管理、賃金管理、退職・解雇、非正規雇用、高齢者雇用、障害者雇用、メンタルヘルス、ハラスメント、問題社員への対応等、社員を雇用する際に発生する諸問題について、月1回定期的にオンラインまたは訪問のうえ、相談対応を行うとともに、随時メールや電話にて対応方法をアドバイスします。	(代表山口対応) 月額200,000円～250,000円  (職員対応) 月額100,000円～150,000円
顧問契約2 (定期ミーティング なし)	上記の人事労務管理上の課題に対して、随時メールや電話等にて相談対応を行います。	月額50,000円～150,000円

# 顧問契約外の業務 ①就業規則・各種規程の新規作成、見直し

## 就業規則作成スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月
① 現状分析、ヒアリング	■				
② 就業規則・規程の素案作成	■	■			
③ 素案内容確認		■			
④ ミーティング1(素案内容)			■		
⑤ 最終版就業規則・規程の作成			■	■	
⑥ ミーティング2(最終版)				■	
⑦ 従業員説明会の開催(任意)				■	
⑧ 労働基準監督署への提出					■
⑨ 納品					■
⑩ 法改正等、作成後のメンテナンス					→



「管理職に労務管理の基本を学ばせたい。」  
「ハラスメント防止の意識を徹底させたい。」  
「同一労働同一賃金等の法改正内容について知りたい。」等

山口事務所が研  
修会の企画・実  
施をいたします。

山口事務所では、人事労務に関する社内研修会の企画・実施を行っています。

(テーマ例)

- ・管理職向け労務管理講座
- ・新任担当者向け労働法講座
- ・ハラスメントのない職場づくり
- ・パート、アルバイト雇用時の注意点
- ・労働時間管理の仕方
- ・就業規則、雇用契約書の作成上のポイント
- ・アサーティブを使った適切な部下指導の仕方
- ・各種法改正対応 等

## ■相談方法

- ✓ 職場におけるハラスメントの多様化に伴い、セクシャルハラスメントだけではなく、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等、ハラスメント全般にご相談いただける体制をとっています。
- ✓ ハラスメント対応を含め、日頃労務管理の相談・アドバイスを専門としている経験豊富な社会保険労務士事務所スタッフが対応します。

電話相談	メール相談
<p>相談専用フリーダイヤル</p> <p>【相談受付時間】 平日(月～金):10時～17時</p> <p>&lt;事前に土曜日の相談希望があった場合&gt; 第1土曜日、第3土曜日:10時～17時</p> <p>* 年末年始、夏季休業(お盆休み)、祝祭日は除く。</p>	<p>相談専用アドレス</p> <p>【相談受付時間】 24時間受付</p> <p>* メール受信後、すみやかに受信完了の旨の返信をします。そのうえで、回答は内容により、数日かかる場合があります。</p>

The Yamaguchi Office provides Social Insurance and Labor related services in English. We are at home providing our services to foreign companies / foreign employees. We speak English, and when required, team up with professional Japanese-to-English / English-to-Japanese translators and interpreters.

If you have any questions about our office, our services, or what a Certified Social Insurance and Labor Consultant does in Japan, please contact us from the inquiry form on our website.

Labor laws in Japan are very complex - you may be infringing without even knowing it. Why not consult with an expert, consult with us!

<https://www.ys-office.co.jp/english/>